

はじめに

基本的人権の尊重を定めた日本国憲法が制定されてから、既に半世紀以上が経過しています。その間、「同和対策事業特別措置法」や「人権擁護施策推進法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等が制定され、それらに基づいて国民の人権を守る取組が行われてきました。

本県では、平成16年に「愛媛県人権施策基本方針」（平成27年第2次改訂）を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、生涯にわたり継続した学習ができるよう、長期的な視野に立って実践的な取組を進めてきました。また、平成25年には「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定し、これまでの同和教育の成果と視点を継承するとともに、県民一人一人が愛顔で暮らせる地域社会の実現を目指して人権・同和教育を推進しています。その結果、県民の人権意識が徐々に高揚し、差別は着実に解消の方向に向かっていきます。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権侵害は依然として存在しており、近年は、スポーツ界における人種差別や、特定の個人や集団等をおとしめるヘイトスピーチ、四国遍路における差別的な貼り紙などの人権問題も発生しています。また、本課が毎年実施している「人権・同和教育の推進に関する調査」では、「人権問題を自分のこととして捉えきれない」、「差別が見えにくくなっている」といった課題も指摘されています。

差別が見えにくくなっているからといって、差別がなくなったわけではありません。むしろ、自分の身の回りの差別に気付かないだけなのかもしれません。人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として捉えさせるためには、学習者にとって身近な題材を取り上げることが大切です。そのためには、地域の歴史や人物を教材化する必要があります。

そこで、平成10年に本課で作成した「えひめ人権の道しるべ」を改訂し、様々な人権問題の解決に向けて、県内各地域で取り組まれてきた実績を取り上げました。なお、今回取り上げたものはその一部であり、県内にはまだ多くの「人権の道しるべ」があるものと考えられます。

本資料を人権課題と自らのつながりを認識させるとともに、互いの尊厳や権利を尊び、豊かな人権感覚や人権意識を育む教材や研修資料として御活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

愛媛県教育委員会
人権教育課長